

(一社) 不動産協会	担当者	殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者	殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者	殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者	殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者	殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者	殿

国土交通省都市局都市計画課

無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の取扱いについて（情報提供）

平成 28 年 12 月に無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号)が施行され、同法第 12 条前段等により、開発行為により新たに設置される道路(以下「開発道路」という。)においても無電柱化(電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。)が求められることとされています。また、同条前段の実効性を担保するため、道路法施行規則の一部を改正する省令(平成 31 年省令第 32 号)が平成 31 年 4 月 1 日に公布・施行され、占用許可制度が改正されています。

これを受けて、開発許可制度の取扱いについて、道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者(以下「関係事業者」という。)と調整を行い、「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の取扱いについて(情報提供)」(令和 2 年 3 月 19 日付 事務連絡。以下「都市計画課事務連絡」という。)を通知しているところです。

今般、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」(令和元年 9 月 30 日付道路局事務連絡)が改訂され、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver. 2」(令和 5 年 3 月 3 日付事務連絡)が通知されたことから、下記の通り都市計画課事務連絡を補足しましたので、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

なお、都道府県等の各開発許可権者に対しては、別添のとおり「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について(補足)」(令和 5 年 3 月 27 日付 事務連絡)を通知していることを申し添えます。

## 記

### ○ 開発道路における無電柱化について（都市計画課事務連絡 2. 関連）

- (1) 無電柱化に当たり道路を掘削する工事着手の 2 年前までに本工事が実施される旨の通知が必要となるが、予備設計に着手する段階等で別紙 1 により関係事業者へ速やかに通知を行う必要があることとなっている。なお、通知を行う際は、通知日から 3 ヶ月以内に回答するよう期限を定めて確実に調整が行われるようにし、また、別紙 2 の回答様式を添付するものとする。

事業通知書

文書番号

年 月 日

(関係事業者) 殿

開発許可申請者 印

無電柱化の推進に関する法律第12条に規定する事業について、下記のとおり通知します。  
回答期限までに別添様式により回答をお願いします。期限に間に合わない場合はご一報ください。

記

- 1 事業の場所 ●●県●●市●●町  
(事業名： )
- 2 事業の着手予定時期 令和●●年●●月
- 3 事業の完了予定時期 令和●●年●●月
- 4 事業の概要(予定) 延長 L=●●m、幅員 W=●●m
- 5 事業の進捗状況(予定含む) 令和●●年●●月 予備設計着手予定
- 6 添付書類 例：位置図、平面図、横断図等 関係図書、  
全体工程等の参考資料
- 7 回答期限 令和●●年●●月 (3ヶ月以内で設定する)

担当部署 連絡先

〇〇会社

電話：000-000-0000

以上

年 月 日

開発許可申請者 殿

関係事業者

事業通知回答書

令和 年 月 日付け文書番号で通知のあった事業について、下記の通り回答します。

記

- 1 技術的困難の該当性
    - (1) 区間延長の整合性 : 可 ・ 否
    - (2) 地下埋設空間の確保性 : 可 ・ 否
  - 2 調整開始希望日 : 令和 年 月頃
  - 3 参考資料 : 図面等
- (1 - (1) または (2) が否の場合、根拠資料を添付する)

(担当者)

所属 :

氏名 :

電話 :

メール :

以上